

# I はじめに

## 1 みやぎ 21 健康プランの策定と経過

### (1) みやぎ 21 健康プランの策定

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化に対応し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、国では平成 12 年に生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題等について目標を設定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定した。

これを受け、宮城県では平成 14 年に都道府県版の健康増進計画となる「みやぎ 21 健康プラン」を策定した。策定にあたっては、県民の健康課題の把握のため、平成 12 年に県民健康栄養調査を実施し、その結果明らかになった県民の健康課題のうち、9 分野 10 項目を重点項目と位置付け、「一次予防の重視」、「生活の質（QOL）の向上」、「健康寿命の延伸」を基本方針にした。また、平成 22 年までに達成すべき具体的な数値目標を設定し、関係機関や団体とともに計画を推進してきた。

### (2) みやぎ 21 健康プランの中間評価

平成 17 年 4 月に学識経験者、市町村及び保健所職員で構成される「みやぎ 21 健康プラン中間評価検討会」を設置し、「健康日本 21 評価手法検討会報告書」を参考に、①目標の達成度②計画策定プロセス③目標達成のための推進活動に関する事項について評価を行った。また、プランの各目標の中間達成状況把握のため、平成 17 年に県民健康調査を実施した。これらの評価・検討結果をもとに、平成 18 年 3 月に「みやぎ 21 健康プランの中間評価報告書」をとりまとめた。

#### 【参考】「みやぎ 21 健康プランの中間評価報告書」（概要）

##### 中間評価の結果

49 の数値目標（指標）のうち、現況値を把握し、評価したものは 39 指標。そのうち、目標達成したものは 1 指標（2.6%）、改善したものは 6 指標（15.4%）、改善傾向となったものは 12 指標（30.8%）、悪化傾向となったものは 13 指標（33.3%）、悪化したものは 6 指標（15.4%）で約半数が改善傾向となった。特に、健康運動マンパワーの増加や公共施設の分煙など行政が進める施策に関連する指標については、大きく改善する傾向にあった。

計画の推進体制については、平成 14 年 10 月に設置したみやぎ 21 健康プラン推進協議会により、関係機関や団体との連携強化を図る体制ができた一方で、職域や学校保健と連携した継続的な取組みは不十分であること、市町村健康増進計画の策定状況は、平成 17 年 7 月現在で 77.7%（34 市町村で策定）であり、全国と比較しても高い策定率で

あるが、今後も計画策定の支援や評価及び推進に関して市町村の実情に応じて、必要とされる支援を積極的に行っていく必要があるとされた。

#### 今後の推進方策

「脳卒中」及び「がん」の死亡率低減に関する項目、有意に悪化した項目、全国の状況と比較して低い水準にある 11 項目を重点目標項目として選定し、目標達成のための取組を強化していくこととした。

#### ●重点目標項目

分 野	目 標 項 目	備 考
栄養・食生活	肥満者の割合の減少	脳卒中・がんの関連項目
	食塩摂取量の減少	脳卒中・がんの関連項目
	野菜摂取量の増加	脳卒中・がんの関連項目
身体活動・運動	日常生活における歩数の増加	脳卒中の関連項目
た ば こ	喫煙の健康影響に関する知識の普及	
	禁煙希望者への支援による非喫煙率の増加	脳卒中・がんの関連項目
アルコール	多量に飲酒する人の減少	脳卒中・がんの関連項目
歯 科	3歳児の一人平均むし歯数の減少	
脳 卒 中	血圧の正常値を知っている人の割合の増加	
	定期健診受診率の向上	
が ん	がん検診受診率の向上	

また、設定した重点目標項目について、県だけでなく、市町村や関係機関、団体、医療保険者等が推進主体となりそれぞれの取組を強化していくよう、みやぎ 21 健康プラン推進協議会で活動の評価や具体的な推進方策と連携策についての協議を行うこと、地域・職域連携による推進体制の整備を図ること、市町村健康増進計画推進への支援強化、食育推進のための新たな取組等を進めていくこととした。

#### (3) みやぎ 21 健康プランの改定

平成 18 年に「医療制度改革関連法」が公布され、メタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣病対策を推進するため、都道府県健康増進計画の内容充実、平成 20 年度から施行される都道府県医療費適正化計画と健康増進計画との調和を保つことなどが国から示された。

これを受け、県では平成 18 年に県民健康・栄養調査を行い、糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群の減少や特定健診・保健指導の実施率などの新たな目標を設定するとともに、目標の中間達成状況を踏まえた既存の目標の見直しと目標達成のための推進方策の見直し等により、計画内容の充実を図った。

改定計画は、平成 20 年度から施行される医療費適正化計画と整合を図るため、平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度までの 5 年計画として作成した。

## 2 みやぎ 2 1 健康プラン策定後の国の動向

平成 14 年 3 月の「みやぎ 2 1 健康プラン」策定以降、国における関連施策の主な動向は以下のとおり。

○健康増進法施行（平成 15 年 5 月）

- ・国民、国・地方公共団体・健康増進事業実施者の責務、都道府県及び市町村健康増進計画策定、受動喫煙の防止などについて規定

○食育基本法施行（平成 17 年 7 月）

- ・食育推進基本計画の策定などについて規定

○医療法の一部改正

- ・4 疾病 5 事業を医療計画に明示し、都道府県における医療連携体制の構築などを規定  
(平成 18 年 6 月)

- ・精神疾患を含めた 5 疾病に改正（平成 24 年 3 月）

○医療制度改革関連法（平成 18 年）

○高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（平成 18 年 10 月）

- ・特定健診・保健指導の実施などについて規定

○がん対策基本法施行（平成 19 年 4 月）

- ・がん対策基本計画の策定などについて規定

○「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の一部改正（平成 20 年 4 月）

○歯科口腔保健の推進に関する法律施行（平成 23 年 8 月）

- ・歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的な推進などを規定

国では、平成 12 年の「健康日本 2 1 の策定後、健康増進法の施行をはじめとして、健康増進・疾病予防対策を総合的に推進していくため、必要な法整備などを行ってきている。